

「無糖の味付けのり」発注限度内示書（再配分）発給要領

平成28年度「無糖の味付けのり」の輸入割当てについて（平成29年1月20日付け輸入発表第18号経済産業省通知）（以下「輸入発表」という。）の注意書きの3.に基づく「無糖の味付けのり」の余剰分を再配分するための発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1 内示数量

147,835,000枚

なお、1枚当たりの重量については、同輸入発表の2の（注）のとおり。

2 原産地

輸入することができる「無糖の味付けのり」の原産国は、大韓民国に限る。

3 申請者の資格

申請者は、次の全ての要件を満たす者であることとする。

ただし、本要領に基づき、既に内示を受けた者が再度内示書の発給を受けようとする場合は、既発の内示に基づく輸入割当てに基づき、現に輸入通関した実績を有する場合に限る。

（1）平成29年9月29日以降に4の申請手続に係る「無糖の味付けのり」の輸入契約を締結していること

（2）（1）の輸入を自己の名と計算において行うことが確実であると認める者であること

（3）次のいずれかの要件を満たす者であること

① 平成16年度以降に行われたのりの輸入発表であって、以下のア又はイの輸入発表に基づく輸入割当てを受けて輸入通関した実績を有する者

ただし、平成26年度、平成27年度又は平成28年度の「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づく商社割当てA1を受けた者であって、輸入承認証の有効期限が残っている者については、これらの割当てに係る全ての輸入通関実績が80%を超えている場合に限る。

ア 平成16年度に行われた「のり」の輸入発表（平成17年2月18日付け輸入発表第19号）

イ 平成17年度から平成28年度の間に「干しのり」、「無糖の味付けのり」、「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の輸入発表

② 以下のいずれかの団体に所属する者

ア 全国漁業協同組合連合会

イ 全国海苔貝類漁業協同組合連合会

ウ 日本輸入海苔問屋協同組合

エ 全国海苔問屋協同組合連合会

オ 全国加工海苔協同組合連合会

（4）株式会社にあっては、支配関係（発行済株式総数又は出資総額の2分の1超を保有又は出資

する関係、役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係)にある複数の法人が申請を行っていないこと。重複申請した場合は、先に行われた申請のみを有効な申請と認める。

4 申請手続

(1) 申請書類

① 以下の書類とする。ただし、本要領に基づき既に内示を受けた者であって、再度申請を行おうとする者については、ウの書類(別紙様式2)を提出する必要はない。

ア 発注限度内示書発給申請書(別紙様式1)(1通)

イ 3の(1)の「無糖の味付けのり」に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているものの原本及びその写し(ただし、ファックスは認めない。))

ウ 「無糖の味付けのり」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)

エ 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員、組合員等であることを証明する書類(別紙様式3)(ただし、社員証を持ってこれに代える場合には、その原本及び写し。)

オ 本人確認ができる書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。)

カ 次のいずれかの者については、以下の書類

ア) 3の(3)の①の輸入通関した実績を有する者

当該期間内の輸入通関状況が明記されている輸入承認証の原本及びその写し

イ) 3の(3)の②のいずれかの団体に所属する者

その団体に所属することをその団体の長が証明する書類(ただし発行から1年以内のものに限る。)

キ 代理者が申請手続を行う場合は委任状

② 本申請は持参のみ認め、郵送による申請は原則として認めない。また、1人の代理人が複数の申請を取りまとめて申請することは認める。申請書類の提出時に審査を行うため、申請内容を十分理解した者が来省すること。なお、申請書類のうち原本については、確認後直ちに返却する。

(2) 申請受付場所

農林水産省8階本館ドア番号876 水産庁漁政部加工流通課・水産物貿易対策室
電話 03(3501)1961

(3) 申請受付期間

平成29年10月13日から平成29年12月13日まで(ただし、土曜日、日曜日、休日及び祝祭日を除く。)の午前10時から正午まで。

5 内示書の発給基準

1 申請者1回当たりの内示数量は500万枚を限度とし、申請順に内示書の発給を行う。本要領に基づき既に内示を受けた者であって、再度申請を行おうとする場合には、既発の内示書による内示数量のうち申請時点において既に輸入通関している数量を1回当たりの限度とする。

ただし、申請書の提出日ごとに、午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、同着と見なされた申請による申請数量の総計が1の内示数量を超える場合には、これらを持参した者による抽選により順位を決定し、審査の結果上位の者から1の内示数量に達するまで内示書の発給を行うこととする。

6 実績報告

(1) 本要領に基づき内示書の発給を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7

月及び10月の各月10日までに前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめた輸入通関実績報告書（別紙様式4）及び輸入通関実績がある場合は輸入承認証の写しを提出すること。

（2）提出先

水産庁漁政部加工流通課・水産物貿易対策室 輸入割当担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

FAX 03（3591）6867

（3）（1）の報告書の内容については、輸入発表の5の（2）の⑤のオに基づく公表を行うため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供するものとする。

（4）（1）の報告書の提出が行われなかった場合であって、そのことについて合理的な理由がないと認められる場合には、来年度以降の「無糖の味付けのり」発注限度内示書（再配分）発給要領に基づく内示書の発給を行わないことがある。

7 留意事項

（1）5の内示書に基づいて行った輸入の実績は、来年度以降に行われる「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づく商社割当てを受けるに当たっての実績とはならない。

（2）申請者の社員等又は申請者の代理人以外の者による申請、同一申請者名による重複申請、申請書類の偽造その他申請手続きに不正があったことが判明した場合は、失格とする。

発注限度内示書発給申請書

水産庁長官 殿

申請年月日 平成 年 月 日
申請者名
住 所
電話番号

平成29年9月29日付け29水漁第847号「無糖の味付けのり」発注限度内示書（再配分）
発給要領に基づき、「無糖の味付けのり」を自己の名と計算で輸入するための発注限度内示書を発
給されたく、下記のとおり申請します。

記

1. 品名 無糖の味付けのり

2. 関税率表の番号等

（関税番号）	（商品名）
2106・90-2-（2）-E-（b）	無糖の味付けのり

3. 原産地 大韓民国

4. 数量 枚

（注）用紙は、A列4番縦長とすること

「無糖の味付けのり」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目	無糖の味付けのり			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 (ビル名・階数明記)				
(3) 実際の営業場所 (同上)				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先 における役職名	兼職先の「無糖の味 付けのり」の輸入割 当ての有無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期 月 ～ 月		
(9) 「無糖の味付けのり」の担当 の役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 (持株数の順上位5名を記載)	氏 名	持株数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合に は、「無糖の味付け のり」の輸入割当て の有無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
(11) 本内示書発給要領に基づき申 請している他の法人又は個人 (既に割当てを取得した者を 含む。)と支配関係にないこと の確認 (①～④について確認の上、全て の□にチェック(☑)すること)	☐	①「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接 に保有又は出資する関係」にないこと。		
	☐	②「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」 にないこと。		
	☐	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にない こと。		
	☐	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。		
(12) 「無糖の味付けのり」の輸 入代金の決済方法 (①、②、③、④のいずれかに○ をつけること)	① L / C (開設銀行： 開設依頼人：) ② T / T ③ B / C ④ その他			
(13) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	数 量	

(以下は記入しないこと)

法 人 登 記	可 ・ 否	役員構成	可 ・ 否 [親会社]	ホルダー 非ホルダー
独 立 の 事 務 所	可 ・ 否	株主構成	可 ・ 否 [親会社]	ホルダー 非ホルダー
専 従 の 役 職 員	可 ・ 否			
独 立 の 会 計 処 理	可 ・ 否	判 定	可 ・ 否 1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり	

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 株式上場会社にあつては、(6)の欄は「無糖の味付けのり」の担当役員のみ記載すること。
- 3 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
- 4 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 5 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

①法人の場合

(株式上場会社)

- ・直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・法人の登記簿謄本の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・直近1か年の決算報告書

②法人以外の場合

- ・申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類が平成29年9月29日以降の「干しのり」発注限度内示書(再配分)発給要領(平成29年9月29日付け29水漁第846号)、「無糖の味付けのり」発注限度内示書(再配分)発給要領(平成29年9月29日付け29水漁第847号)に基づく申請で既に提出したものと同一の場合には、当該書類についてはその旨を記載した理由書により代用することができる。

文 書 番 号
平 成 年 月 日

水産庁長官 殿

申 請 者 名 印

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成29年9月29日付け29水漁第847号「無糖の味付けのり」発注限度内示書発給要領に基づく「無糖の味付けのり」の発注限度内示書の発給を申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

「無糖の味付けのり」輸入通関実績報告書
平成 年 月 ～ 月分

需要者割当内示書発給申請用

(1) 年度別消化状況

割当年度/期		26年度	27年度	28年度	合 計
割当数量					
輸入通関実績	既報告分				
	今回報告分				
計					
失 効					
差し引き有効数量					

提出年月日

会社名

担当者名

電話

ファックス

(2) 平成 年 月の輸入通関実績

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品 名	通関年月日	通関数量(kg)	通関金額	輸入先国
	26年度							
					〇月計			
	27年度							
					〇月計			
	28年度							
小 計								
小 計								
合 計				小 計				
				合 計				

* 失効とは次のいずれかの場合 ①割当数量全量を消化した(消化率100%)場合、②ILの有効期限が到来した場合
* 輸入の有無に関わらず、毎年、1月、4月、7月、10月の各月15日までに前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて郵送もしくは持参にて提出してください。
提出先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁 加工流通課 水産物貿易対策室 輸入通関実績担当宛て